

第 2 7 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 2 年 8 月 2 7 日（木）

せたな町農業委員会

第27回せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和2年8月27日(木) 午前10時30分から 10時51分

2. 開催場所 せたな町役場 第1会議室

3. 出席委員(15人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	大	口	賢	一
委員	1番	阿	部	紹	子
	2番	横	道	重	人
	3番	森		正	勝
	4番	水	野	幸	雄
	5番	大	羽	孝	志
	6番	小	島	敏	人
	7番	玉	木	久	志
	8番	酒	井	誠	一
	9番	日	置	和	彦
	10番	本	井		治
	11番	多	田	里	佐
	12番	松	崎		豊
	13番	弥	左	輝	彦

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
第4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
第6	議案第4号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	小	池	秀	樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第27回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん今日も大変暑い中どうもご苦労様でございます。
総会ということでございまして、本日も慎重審議の程よろしくお願いいたしたいと思います。

会長

先日、事務局長と二人で北海道の農業会議の臨時総会に出席させていただきました。

私事ではございますが、北海道農業会議の理事として就任することになりました。そのあと直ぐ理事会が行われまして、理事会の中で常設審議委員に就任することが決まりました。

会長

そういったなかで理事会の話の中でも、やはり今のコロナ下の問題が大変重要視されてまして、各イベントというわけではございませんけれども、色々な農業会議の勉強会、例えば11月の地区別農業委員研修等の会議体が全道各地で中止となったなかで、各地区の農業委員さんから非常に多くの問合せが来ている状況でございます。

会長

内容といたしまして、今年はほとんどの地区で改選して新たな農業委員さんがいるなかで、勉強会もしないで農業委員会の活動をして良いのか、何もわからないのでそういう勉強会というのはしなければならないのではないかというご意見がございました。

会長

例えば■■■■とかでは300人規模で勉強会をするわけでございますけれども、農業会議といたしましては、大勢の会議体というわけではなく、100人規模くらいになると思いますが、新人さんだけでも勉強会をして欲しいということで要望があれば、農業会議で出張し勉強会を開いてくれるということです。

会長

檜山はどうなんですかと聞かれた場合、檜山も要望があれば呼んで勉強会を開かなければならないのかなと思ってございます。

会長

せたな町としては改選は来年でございます。
■■■■が改選して、新しい人が6人くらい入れ替わったということで聞いております。
せたな町は■■■■と2月に交流会を兼ねて勉強会をしていますので、その点を考えますと■■■■との勉強会は今回のコロナ下の中でも残していきたいなと思っております。そういったなかで色々と勉強をして

いきたいと思っています。

会長

余談になりましたが、本日はこの後午後から農地パトロールがござい
ますので、総会を迅速に取り進めていきたいと思っています。

皆さんご協力をお願い申し上げまして、簡単ではありますが総会
の挨拶に代えさせていただきたいと思います。

事務局長

ありがとうございました。

本日の出席委員は 15 名で定足数に達しております。したがって、
せたな町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となるこ
とから、会長に議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第 1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会
議規則第 13 条の規定により、12 番松崎委員、13 番弥左委員を指名いた
します。

この指名は、第 27 回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長

「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日間とすることにご異議ご
ざいませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日 1 日間と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」
を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知

事務局 があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和 2 年 8 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 1 ページをご覧ください。
番号 26 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、解約理由につきましては、農地を売買するためでございます。

事務局 2 ページをご覧ください。
番号 27 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、解約理由につきましては、農地を売買するためでございます。

事務局 3 ページをご覧ください。
番号 28 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 1 筆 [REDACTED] m²、畑が 4 筆 [REDACTED] m² の計 5 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約理由につきましては、農地を売買するためでございます。

事務局 4 ページをご覧ください。
番号 29 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 3 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約理由につきましては、農地を売買するためでございます。

事務局 以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について】

議長

「日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案2ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条の規定による農地について、その所有権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和2年8月27日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料5ページをご覧ください。
番号23番。譲渡人が■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん。譲受人が■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん。所在につきましては、■■■■■■■■■■、地目は畑と牧場、契約内容は売買、面積が合わせまして■■■■ m²、単価が■■■■円、売買価格につきましては地目ごとに個々に計算いたしまして■■■■円、こちらの理由につきましては、農地を売買するためということでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい、局長。

事務局長

議案第2号の売買ですが、■■■■■■■■■■ということで、こちらの内容ですが、畑■■■■ m²、牧場■■■■ m²、また畑■■■■ m²、さらに畑■■■■ m²となっております。

事務局長

前のページに戻っていただきまして、1ページ目ですが■■■■さんと■■■■さんの解約ですけれども、同じ地番■■■■、畑■■■■ m²、牧場■■■■ m²。3ページ目にまいりまして、■■■■さんと同じく■■■■さんの解約ですが、■■■■■■■■■■というところで畑■■■■ m²。さらに4ページ目にいきまして、■■■■さんと■■■■■■■■■■さんの解約ですが、■■■■■■■■■■というところが、畑■■■■ m²となっておりまして、1ページ目の■■■■さんと■■■■さんの牧場の部分■■■■ m²がありますが、こちらのほうが5ページ目では■■■■ m²ということで、■■■■ m²減っております。

事務局長

これはどうしてかといいますと、今申し上げました 1 ページ目、それから 3 ページ目、4 ページ目の ■■■■ さんが ■■■■ さんと ■■■■ さんにそれぞれ貸してた面積を全部足しますと、このひと地番の面積から ■■■■ m² はみ出すという事態になってございました。

この度売買にあたりまして、牧場の部分から ■■■■ m² 面積を除きまして売買に至ったという経緯がございます。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 2 年 8 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 7 ページをご覧ください。

番号 87 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■
■■■■ さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■
さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、
■■■■、内、田んぼが 1 筆 ■■■■ m²、畑が 1 筆 ■■■■ m² の計 2 筆、面積が合わせまして ■■■■ m²、利用目的は水田と普通畑、こちらは賃貸でございまして、期間につきましては、2020 年 8 月 27 日から 2023 年 8 月 26 日までの 3 年間、田んぼの単価が ■■■■ 円、畑の単価が ■■■■ 円、賃貸価格が ■■■■ 円、新規の賃貸借でございまして。

事務局

8 ページをご覧ください。

番号 88 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、
、
の計 4 筆、面積が m^2 、利用目的は普通畑、
こちらは売買でございます、所有権移転の時期につきましては 2020 年 8 月 27 日、対価の支払期限が 2020 年 11 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が 円、売買価格は 円でございます。

事務局

以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 土地現況証明願について】

議長

「日程第 6 議案第 4 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 4 ページをご覧ください。

議案第 4 号 土地現況証明願について。

別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和 2 年 8 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 9 ページをご覧ください。

番号 16 番。所在につきましては、公簿地目は畑、
現況は農地採草放牧地以外、面積が m^2 、利用状況につきましては
雑種地でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、
所有者、願出者共に
でございます。

事務局

2020 年 8 月 21 日に■■■会長、■■■委員、■■■委員と現地に赴き、目視で確認し農地以外であることを確認いただいております。場所につきましては、10、11 ページでございます。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。
議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 27 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。
大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 2 年 9 月 29 日

会議録署名委員

1 2 番 松崎 豊

1 3 番 孫左輝彦

議 長 原田 嘉博